

令和 8 年 10 月 1 日
土木部都市局都市政策課

長岡都市計画都市再開発の方針の決定に関する素案説明会と公聴会を開催します

長岡都市計画都市再開発の方針の決定に関する素案説明会と公聴会を下記のとおり開催します。

記

1 素案の概要

長岡都市計画都市再開発の方針の決定の素案概要は、別紙「長岡都市計画都市再開発の方針の決定（新潟県決定）総括図」のとおりです。

2 説 明 会

- (1) 開催日時 令和 8 年10月27日(火)午後 6 時30分から午後 8 時
(2) 会 場 ミライエ長岡 スタジオA・B
(新潟県長岡市大手通 2 丁目 3 番地10)

3 公 聴 会

- (1) 開催日時 令和 8 年11月27日(金)午後 6 時30分から午後 8 時
(2) 会 場 ミライエ長岡 スタジオA・B
(新潟県長岡市大手通 2 丁目 3 番地10)

(3) 素案の縦覧

- 期間 令和 8 年10月23日（金）から11月 9 日（月）まで
場所 ① 新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課
② 長岡市中心市街地整備室
③ 長岡市都市整備部都市政策課
④ 長岡市シティホールプラザアオーレ長岡総合窓口
時間 ① 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
(土日・祝日を除く)
② 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
(土日・祝日を除く)
③ 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
(土日・祝日を除く)
④ 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（平日）
午前 9 時00分から午後 5 時00分まで
(日曜日を除く、土曜日・祝日)

(4) 公述人資格

長岡市の住民及び利害関係人

(5) 公述申出方法

素案について意見のある方は、11月9日（月）までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を、公述申出先へ提出することができます。

公述人を決定したときは、その旨を通知します。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定します。

（6）公述申出先

- ① 新潟県長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）
新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0258-38-2614
- ② 新潟県長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト7階（〒940-0062）
長岡市中心市街地整備室
電話 0258-39-2807
- ③ 新潟県長岡市大手通2丁目6番地
フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）
長岡市都市整備部都市政策課
電話 0258-39-2225
- ④ 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10（〒940-8501）
長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 総合窓口
電話 0258-35-1122

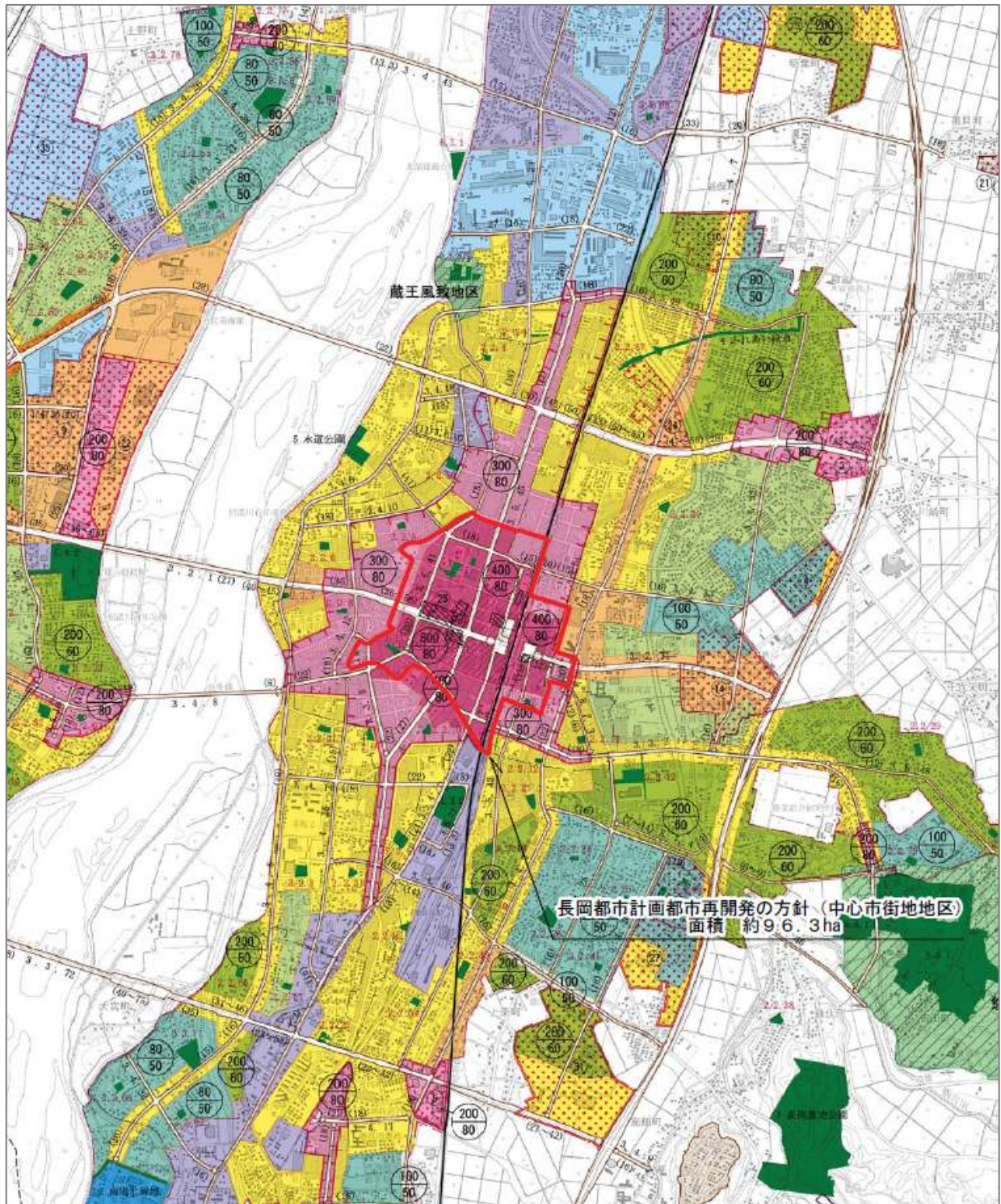
（7）開催の有無

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。公聴会を中止する場合は、11月13日（金）にその旨をホームページ等でお知らせします。

（8）そ の 他

- ① 公聴会は公開で行います。
- ② 傍聴者の定員は50名です。傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに、会場にお越しください。
なお、受付は午後6時から先着順に行い、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。
- ③ 傍聴席とは別に記者席を設けますが、スペースに限りがあるため、多数で会場に入りきれない場合は先着順とさせていただきます。多数の場合、入室を御遠慮願うこともありますので御了承ください。

長岡都市計画都市再開発の方針の決定（新潟県決定）総括図



本件についてのお問合せ先
都市政策課 参事（課長補佐） 山崎
（直通）025-280-5855（内線3312）